

暴風警報等が発令された場合

1 豊川市に「暴風警報」が発令された場合（暴風雪警報の場合も同様）

(1) 登校前に発令された場合

①午前6時30分までに解除	平常通り授業実施。給食は中止連絡がなければ実施。
②午前6時30分～午前10時までに解除	解除時刻の2時間後に授業開始。給食なし(弁当持参)。
③午前10時～午前11時までに解除	解除時刻の2時間後に授業開始。給食なし (昼食を済ませて登校)。 通学班の集合時刻は授業開始時刻の30分前。
④11時以後に解除	休校(授業なし)

※通学路の冠水等で登校が危険と判断される場合は登校を見合わせ、学校（86-7288）に連絡してください。

(2) 登校後に発令された場合

登校後に暴風警報が発令された場合は、通学団担任が児童を引率して、通学団の集合地まで付き添っていきます。(ご都合で帰宅が不可能な場合には、お迎えが来るまで学校で待機させることも可能です。)

下校途中で危険があると判断した場合は、危険がなくなるまで児童を学校に残し、安全の確保に努めます。

2 豊川市に「特別警報」が発令された場合

平成25年8月30日より、気象庁は特別警報の運用を開始しました。警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発令されます。特別警報が発令されたらただちに命を守る行動をとってください。

(1) 登校前に発令された場合

午前6時30分までに解除	指示があるまで登校しない	特別警報の場合は、災害の状況、気象・通学路等の安全を確認し、安全に登校できると判断できたら、緊急メール、HP等で連絡をします。
午前6時30分～午前11時までに解除	指示があるまで登校しない	
午前11時以後に解除または発令中	休校(授業なし)	

※沿岸部を想定して波浪、高潮等の特別警報が出されている場合も、豊川市に特別警報が出ていれば同じ扱いで、休校となります。

(2) 登校後に発令された場合

登校後に特別警報が発令された場合には、即刻授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童の生命及び安全を確保する最善の対応を行います。状況により「学校留め置き」「保護者への引き渡し」「外部の避難場所への移動」「付き添っての下校」等が考えられますが、警報の種類・内容によっても状況は違いますので、状況に応じ生命・安全を第一に判断します。対応につきましては、緊急メール、HP等で連絡をします。

3 豊川市に大雨警報・洪水警報が発令された場合

大雨警報・洪水警報の場合は、原則として平常通り授業をします。ご自宅周辺や通学路の安全を確認の上登校させてください。なお、通学路の冠水などの危険が予測される場合は、登校を見合わせ、学校（86-7288）に連絡してください。

「南海トラフ地震に関連する情報」発表時における対応

1 「南海トラフ地震に関連する情報」について

気象庁では、平成29年11月より、新たに「南海トラフ地震に関する情報」の運用を開始しています。南海トラフ付近で大きな地震（マグニチュード6.8以上）が発生した場合等には、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されます。続いて、有識者で構成される「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を経て、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」「南海トラフ地震臨時情

報（巨大地震注意）「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」のいずれかの臨時情報が発表されます。
豊川市の対応は以下の通りですが、本校の対応については、緊急メールやHPを通じてお知らせします。

- (1) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合
○通常通りの教育活動を行います。
- (2) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合
○必要な教育活動を通常通り継続します。
○通常の授業や行事は行い、授業終了後には、児童を速やかに帰宅させます。
- (3) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合
○通常通りの教育活動を行います。
- (4) 「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表された場合
○通常通りの教育活動を行います。

2 **大きな地震（震度5弱以上）が発生**した場合

- (1) 登校前に発生した場合
学校は休校になります。安全が確保でき次第、学校（86-7288）へ安否の連絡をしてください。
- (2) 登校後に発生した場合
学校で避難をします。地震がおさまってから、学校で「引き渡しカード」による引き渡しを行います。
緊急メールやHPを通じて連絡をしますので、迎えに来てください。
- (3) 授業の再開
授業の再開の時期は、児童の状況、通学路や校舎の状況、地域周辺の事情等を総合的に判断して決定します。再開の際には、学校から緊急メールやHPを通じて連絡します。

Jアラート緊急情報（弾道ミサイル情報）に関する取扱いについて

1 **Jアラートの緊急情報が愛知県に発信**された場合

※他地区に発信された場合は、基本的に通常の活動となります。

- (1) 登校前に発信された場合
児童は自宅待機とします。その後、「日本の上空をミサイルが通過し、領海外に出たとの情報」や「日本の領海外へ落下したとの情報」が発信された場合は、自宅待機を解除しますので、児童は速やかに登校することとします。「日本の領土・領海内へ落下したとの情報」がJアラートにより愛知県に発信された場合は、児童は自宅待機を継続します。その後の対応については、学校から保護者のみなさまへ緊急連絡メール等で連絡します。
- (2) 登校後に発信された場合
児童は学校活動を中断します。その後、「日本の上空をミサイルが通過し、領海外に出たとの情報」や「日本の領海外へ落下したとの情報」が発信された場合は、児童は学校活動を再開します。「日本の領土・領海内へ落下したとの情報」がJアラートにより愛知県に発信された場合は、児童は安全確認ができるまで校内の安全な場所で待機します。安全確認ができ次第、学校活動の継続等を行います。学校の対応については、保護者のみなさまへ緊急連絡メール等で連絡します。
- (3) 登下校中に発信された場合
登下校時にJアラートによる伝達が行われたら、近くの建物の中に避難します。学校が近ければ、学校に避難します。建物がない場所では、地面に伏せて頭部を守る。
- (4) 注意
 - ・ Jアラートの緊急情報が愛知県に発信されるのは、「中部・近畿・中国地方」への落下または通過が予測される場合です。
 - ・ 弾道ミサイル落下時の行動については、内閣官房ホームページ（国民保護ポータルサイト）に掲載されていますので、ご確認ください。

※ 「メールやホームページで連絡します」とした内容も、停電等によって発信できない場合があります。緊急時には、臨機応変な対応をお願いします。また、警報や学校からの情報がなくても、児童に危険がおよぶ恐れがある場合は、保護者の方のご判断で、自宅待機をさせてください。児童の安全第一で、お願いします。